

鹿屋市売れる商品づくり応援事業候補者選定委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 鹿屋市売れる商品づくり応援事業補助金の交付の対象となる候補者（以下「交付対象候補者」という。）を公正かつ適正に選定するため、鹿屋市売れる商品づくり応援事業候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議検討し、市長に意見等を述べるものとする。

- (1) 交付対象候補者の選定に関すること。
- (2) その他交付対象候補者の選定に関し必要な事項に関すること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、委員会への参加を求めるものとする。

- (1) 食品産業事業者
- (2) 物流関連事業者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、鹿屋市売れる商品づくり応援事業補助金交付要綱(令和2年鹿屋市告示第186号)第6条に規定する補助金の交付申請をした者の代表者、役員又は利害関係者は、委員会に参加することができない。

(運営)

第4条 委員会の参加者は、その互選により委員会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員会の議事は、公開しないものとする。

(開催期間)

第5条 委員会の開催期間は、1年間を目途とする。

(守秘義務)

第6条 委員会の参加者は、委員会で知り得た秘密を漏らしてはならない。委員会を終了した後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、農林商工部産業振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。